

令和7年度 第6回 防災・災害対策委員会 【議事録】

場 所： 建築士会会議室 (Web 会議併用)

日 時： 令和7年9月9日 (火) 午後6時30分～8時00分

出席者： 担当副会長 村島 ・担当常任理事 玉野 ・事務局 宮林、(荒尾)

委員会：有泉・深谷・中山・(加藤)・(渡邊)・(小檜山)・高橋・東・河原・木下・猪俣
(永島(オグサハ))

議事録作成者：河原 () 内は欠席 _____ オンライン参加

■18:30～20:00

通 常 委 員 会 委員長挨拶 担当常任理事挨拶 議題 前回議事録 (令和7年8月15日) 【資料1】

1. 報告(1)：8月27日 被災住宅相談員 第2回地区リーダー会議地域・地区割について 土木事務所管轄等で再検討
深谷さん提案：湘南東地域 (鎌倉/藤沢/茅ヶ崎/寒川地区) 湘南西地域 (伊勢原/秦野/平塚/大磯/二宮地区
—[平塚土木事務所])

東さん他県央支部提案：県央地域 (厚木, 清川村/愛川町地区—[厚木土木事務所] [相模川東])

(座間/海老名地区・大和/綾瀬地区—[厚木土木事務所東部センター] [相模川西])

報告(2)：8月27日 理事会 【有泉】【資料2-1/2-2】【資料2-3】理事会当日配布などの資料で説明

報告(3)：9月9日 士業連絡協議会 【河原, 有泉】【資料3】建築士会報告 (能登半島地震をどう捉えるか他)
「支援活動マニュアル」(対策本部会議の開催)(会員団体間の協力)等について検討→「マニュアル資料」
(参考：セコム[あびくくん]にて安否確認のみ約2000名約30万 (弁護士会)) 後日メール送付

報告(4)：各支部報告 (防災の日)：

- ① 秦野市：8/20 メール伝達訓練 (市→全員100名以上メール配信・判定士→市にメール返信)
8/31 総合訓練—指定避難所の応急危険度判定模擬訓練 (自宅から避難所まで徒歩で向かう、報告)
- ② 川崎市：9月2日9:00に災害が発生として参集訓練、市→建築士会川崎支部→判定士、
判定士→(logoフォームにて)9/5～18間、川崎競輪場・多摩区役所に参集の可否回答者15名
- ③ 小田原：11/8実施予定—12班別、判定士と行政担当者と自治会担当者とが事前に[割当て広域避難所]に参集、
→防災倉庫に置いてある「応急危険度判定マニュアル」、応急危険度判定の流れについて説明、
→三者で連絡体制を精査、判定士未到着時に自治会担当者と行政職員とで応急危険度判定実施訓練
- ④ 愛川町、厚木市、海老名市：事務所協会単位で、平成28年までは連絡訓練実施、危機管理室が変わり
→行政から声はかからない。問い合わせても反応なし。H28～R7 現在は中止。
- ⑤ 相模原市：8/28伝達訓練 (地区リーダーまで)、8/31総合防災訓練 (判定模擬訓練28名参加 (例年35名)
被災宅地危険度判定士の講習開催予定、(ZOOM)ではなく、実施できれば(対面会場)で
川崎市 長田さんの話を聞いてもらった方がよい
- ※小田原市は、建築士会の建築士と協定締結、有料で応急危険度判定実施 (行政は重要視していなかった)、
建築士の立場と対価をアピールして、安売りするべきではないと思います。(猪俣)

2. 横須賀建築展(加藤さん実行委員長) 防災パネル展示について【資料4】次回委員会協議(幹事会で加藤さん欠席)
3. サロン編集について 【河原さん】SALON116号 P3P4全建女特集、P5P6建築士相談員
4. 会計について 【中山さん】・9月委員会まで出欠把握 中間報告清算・7/20全建女(有泉/河原)([ZOOM]深谷)、
・7/26士業合同相談会(有泉/雨森)、その他は出欠把握→年度末清算

- ・7/31 県検討会（[会場参加]宮林/村島/雨森/有泉/東/深谷/河原/前島）（[ZOOM]中山/（部分的）内田/金子）
- ・9/9 神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会 [会場]宮林専務・有泉、[ZOOM]河原
- ・「能登半島地震をどう捉えるか」チラシなど印刷枚数表作成(中山)→報告をお願いします。

5. 神奈川建築会議 8/31 3 会代表者会議(役員会) 宮林専務【追加資料】

- ・防災災害・対応委員会 予算提案（永島委員長）
- ・構成3団体の防災関係の委員会合同開催の検討について、それぞれ委員会で意見を聞く
防災関連委員会 安全安心委員会(事務所協会)と防災・災害対策委員会(建築士会)合同開催について
(意見) 予算の問題もあり、目的が明確であることが必要。各会個別の取組みや課題があり、予算もあるため、将来的なことを踏まえて、スキルアップ合同講習会など具体的な目的の実行委員会や、年に1,2回程度開催から始めることで良いのでは？
- ・建築士会の名簿を修正した方が良いのでは？
- ・「会ごとの個別の課題もあることから、すぐに全て合同開催をすることは難しく、将来的なことを考える
と当面、年に数回程度の開催を検討してはどうか？」

※被災住宅「建築士相談員」について

(猪俣) よくわからないのですが、建築士相談員登録のための講習会開催は、まち協がお金を出しているのか？被災住宅「建築士相談員」とはどのようなことなのか？小田原では誰も理解していない。
建築関係5団体で、講習を受けて登録するという事になったのですか？

(高橋) 被災住宅建築士相談員整備委員会は、県と建築士3団体とまち協と全木協で検討。
講習会は、まち協が国交省の補助金を受けて行っている事業で、これまで2年間は年3回登録説明会と、1回スキルアップ講習開催、今年は登録説明会 兼 スキルアップ講習会1回予定。

(猪股) 今まで被災住宅復旧相談員は、建築士の免許があれば事足りたはずだが、建築士相談員にならないと、相談対応ができないということで、この制度を設けようということですか？

(高橋) 県が市町村から要請を受けて、市町村に相談窓口を設置するところを、県がサポートするというもの。その窓口に建築士の方々に行っていただき、被災者の相談にのっていただく事業を県として行っているもので、あくまでも県の事業であって、建築関係団体の協定による事業です。この制度、この事業に参加いただく場合は登録制のために、まずは、講習、研修を受けていただくという形になっています。

【参考】[R6.5.31 協定締結] 迅速に専門家を派遣し、被災者の住宅再建に係る支援を充実・強化するため

(猪股) 建築士相談員に登録をしない時に、建築士は、被災者相談業務はできないということですか？

(高橋) 建築士の業務として行うことが否定されるものではありません。建築士として相談業務をしていただくことは構いません。（建築士の相談業務を規制するものではありません。）

(猪股) そうであれば、なぜこの被災住宅建築士相談員制度を設けたのですか？どういういきさつでこの制度ができたのですか？

(高橋) 市町村がどこに依頼したら良いかわからないところもあり、市町村から県に要請してもらえれば、協定団体さんに相談員を派遣してもらえる仕組みをつくるために、体制を検討して、相談窓口を設置しやすいように、県としてサポートしてきました。

(有泉) 台風19号の時に、相模原市で相談窓口を設置したが、慣れていなくて、相談の応じ方もわからず、スキルを身に着けようということから始まっていると思います。右も左もわからない状態で、どうすることもできないといったことがないように、スキルを身に着けた建築士が相談対応ができるように、ということだったと思います。

(猪股) 小田原では、行政からも、事務所協会、建築士会からも、そういった説明や案内がないのですが、「建築士相談員として登録していただきたい。」というのは、神奈川県内の各行政は賛同してやってるといふこと認識してよろしいですか？

(高橋) この制度自体は平成27年にマニュアルができており、継続してきています。令和6年に協定を結びましたが、基本的な枠組みは以前からあり、県内の市町村との関係性は継続してきているものです。

(深谷) 建築指導課などは、理解していないことがあるかもしれないと思います。「応急修理制度」「仮設住宅」

担当課、部署が県と取り組んでいるもので、理解はしていますが、その他の建築指導課などは、わかりな
いかもかもしれません。

(河原) 縦割り行政で、関連各課に繋がっていないことが問題だと思いますが、市町村各課から「建築士相談員に
ぜひなってください。」という案内や願いがある訳でもなく、周知されていない現状があると思います。
川崎市においても、実際の被災地、被災者には案内や周知が無く、どちらかという、被害程度が軽い
方が相談に行く傾向もありました。相談対応された建築士からは、(何をどう対応したら良いかわから
ず、事前の資料などもなく、ただ行っただけで、あまりお役にたてずに申し訳なかった。) などという
「報告」もありました。それなりのスキルがないと、被災者への支援に繋がらないのではないかと、とい
う感覚があります。ですから、みなさんには、災害後の再建、復興など全般において、業務の一環とし
て対応いただけるように、基本的なスキルを身に付けていただきたいと思います。

(猪股) 小田原の説明会は参加させていただきましたが、風水害の相談については全くわからない分野でしたから、
大変勉強になりました。地震被害の住宅相談と風水害とはずいぶん違うなと思いました。スキルアップの観
点から、一般的な地震、風水害の被災者相談についての講習は、ぜひお願いしたいと思います。

5. トヨクモお試しについて【トヨクモ 1~4】

(1) 理事会当日 トヨクモ関係配布資料について

(2) 【日程】について (1) 20 日までに、支部長に、支部のお試し参加者名簿の作成提出をお願いしています。

(2) 25 日までに google フォーム配信、回答いただき、

(3) 10/1 にトヨクモシステム登録予定です。

—横浜支部長からは、副会長、理事、3 名の提出があり、理事以外の他の参加者再提出をお願い済。

(3) 【疑問応答 ZOOM ミーティング】 20 日~25 日、17 時まで、1 時間半くらい (3 日前までに予約)

—トヨクモシステムについて、トヨクモ会社担当者が入力の方やお試し事案などの疑問応答ミーティング予定。

(4) 【権限】について 【トヨクモ 2】 トヨクモ権限について

・参加者は、1~7 のいずれか一つの権限を登録でき、兼ねることはできない。

1 システム管理者：事務局+木下 (最初の設定のみ)

2 危機管理責任者 一斉送信可・ホルマイト：会長副会長 (災害対策本部設置責任者) +防災委員 A (半数委員)

3 マネージャー 全閲覧ができる 緊急役員会 (2 以外 常任理事他) +防災委員 B (半数委員ずつ交代)

4 部門システム管理者 (=1) 事務局+木下

5 部門危機管理者 メッセージ配信者：支部長 (支部対策本部設置責任者・副支部長・支部防災委員など)

6 部門マネージャー 支部の連絡状況、一覧表の閲覧ができる：支部対策本部 (5 以外役員など)

7 ユーザー (その他の理事、支部会員登録者)

(5) 災害対策本部立上げについて、会長より検討依頼あり (宮林専務経由)

(6) お試し事案 ([発信][対象][連絡文]) について、各自検討、提案ください。 ([○日目]は特に指定ナシで OK)

・発災後、「どこにいますか? (自宅/避難所/県内その他(親類友人宅・仮設住宅など)) / 県外」 (深谷)

・最初は、トヨクモから一般的な「安否確認(動けます/動けません)など」の確認メールが

(7) 20 日前後 震災/浸水 お試し事案についてミーティング?

【資料 1】 第 5 回議事録

【資料 2】 理事会トヨクモ資料(事前資料、当日配布)

【資料 3】 建築士会 活動報告(土業連絡協議会) 【資料 4】 災害対策の様子

【トヨクモ 1】 日程表(試行の流れ)

【トヨクモ 2】 トヨクモ権限について(支部)

【トヨクモ 3】 支部取り纏めエクセル

【トヨクモ 4】 お試し発生事案エクセル

【追加資料】 建築士団体 防災関係委員名簿

□ 次回委員会 令和 7 年 10 月 14 日 (火) 場所：建築士会会議室及び WEB 併用会議 18 時 30 分より
次回、議事録 加藤さん お願いします。